

第6回川口市総合計画審議会 議事概要

- 日時：平成27年7月16日（木） 10時～12時
- 場所：鳩ヶ谷庁舎3階 304・305会議室
- 出席委員：小嶋会長、金井副会長、齋藤委員、吉田委員、松本委員、木岡委員、板橋委員、石川委員、伊藤委員、岡田委員、金澤委員、菅原委員、武井委員、龍口委員、邊田委員、山岡委員、山崎委員、森住委員、操木委員、谷田部委員
- 欠席委員：なし
- その他出席者：高山総務課長、折原主幹 小西市民生活部長、田村自治振興課長、渡部かわぐち市民PS所長、池田福祉部長、根岸生活福祉1課長、伊藤障害福祉課長、大久保子ども部長、板倉子ども育成課長 須佐子育て相談課長、藤波保育課長、中村青少年対策室長、飯田健康増進部長、佐藤保健衛生課長、栗津技監兼都市計画部長、臼倉都市計画課長、船本歴史自然・火葬整備室長、江連生涯学習部長、古澤教育総務課長、倉持生涯学習課長、下村文化推進室長、中村図書館長、新田科学館長、別府スポーツ課長、茂呂学校教育部長、川田学校教育理事、井上学務課長、西尾主幹、菅原指導課長、鈴木学校保健課長 鈴木政策審議室長、堀政策審議員、秋葉政策審議員、大竹政策審議員 富田政策審議員、岩城企画財政部長、瀬切企画総務課長、小山企画総務課長補佐、小川主査、芝崎主査、吉川主査、芦澤主任、山本主任、野村総合研究所妹尾氏、野村総合研究所大沼氏
- 議題：議事
 - (1) 第5回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について
 - (2) 第5次川口市総合計画案文について
 - 5-2. 基本計画各論
 - A. 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
 - A-4：誰もが安心して生活できる環境づくり
 - B. 子どもから大人まで“個々が輝くまち”
 - B-1：子どもがのびのび学べる環境づくり
 - B-2：子どもの成長をサポートする基盤づくり
 - B-3：市民が自己実現をめざせる環境づくり
 - B-4：互いに尊重・理解し合う環境づくり
 - (3) その他
- 傍聴人の数：4名
- 会議資料：次第

川口市総合計画審議会委員名簿

第5回川口市総合計画審議会 議事概要

資料 訂正・追加箇所一覧

第5次川口市総合計画案文

第5回審議会での検討・調整事項の修正案

1. 開会

- ・ 会長より、第6回川口市総合計画審議会の開会宣言があった。

2. 委嘱書交付

- ・ 会長より、委嘱書の交付を行った。
- ・ 委嘱された委員から挨拶があった。

3. 議事

- ・ 審議を傍聴したい旨の届出が4名より提出があり、これを許可した。
- ・ 事務局から配布資料の説明をした。
- ・ 本日の会議署名人の選任をした。

(1) 第5回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について

【会長】

それでは、審議に入ってまいりたい。まず、議事の(1)「第5回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告」について、事務局から報告願いたい。

【企画総務課長】

それでは、各委員から第5回審議会とその後期間を設け、提出いただいた意見を基に修正した内容の報告をさせていただく。

修正については、昨年度行った調整と同様に事務局と関係部局にて検討を調整し、学識の先生方のアドバイスをいただいたきながら整理した案を正副会長と確認の上、まとめた。

事前に送付したホチキス留めの資料にいただいた意見と修正文を記載しているので、ピンク色の冊子の計画案文と照らし合わせてご覧いただきたい。

まず、計画案文の11ページ・12ページの施策A-1健康を育むまちづくりでいただいた意見から説明させていただく。

資料の1ページをご覧いただきたい。まず、ご意見1は、基本方針について、「自発的な予防と健康管理は何が違うのかなど、記述の表現が分かりにくい所がある」、また、「保健医療体制の連携では、充実の表現が良いのではないか」との意見をいただいた。

この意見に対しては、自発的な健康管理の結果が病気の予防につながるという趣旨が分かりやすいように、「自発的な健康づくりと疾病予防を促し」という表現に改め、連携についても「充実」に変え、文言を整理した。

次の意見2は、目標指標について、「国の目標値に合わせ、女性の目標値を1歳以上伸ばすように設定すべきではないか」との意見に対しては、前回の審議会で説明したとおり、本市では埼玉県と同じ健康寿命の考え方を採用しており、女性の目標値の20年は、埼玉県5カ年計画および埼玉県健康長寿計画で挙げている目標値である。

本市では現状値が埼玉県の数値より低いことから、まずは埼玉県の目標値を目指していきたいと考えており、原案のとりの目標値とさせていただきたい。

次に資料の２ページ、ご意見３は、計画案文の１２ページのⅡ、医療体制の充実について、「救急医療体制の充実や連携・強化の記述があるが、救急で運び込まれても受診してもらえないことや採算が合わない診療科目の不足などの問題について、公的病院としての医療センターの方針を記述すべきではないか」という意見をいただき、この意見に対しては、Ⅱの２つ目に医療センターのあり方について記述があるため、こちらで医療センターには公的病院としての役割があることを加筆した。

救急で運び込まれても受診してもらえないことや、採算が合わない診療科目の不足などの問題に、公的病院としてどのように対応するかなど、詳細な内容は、基本計画には記述しないが、そのことも含め、公的病院として取り組んでいく方針を示していると、ご理解いただきたい。

次にご意見４は、Ⅲ、医療保険制度の充実での記述について、「医療費を抑制するという表現は、医療サービスや病院を受診することを制限して費用を抑えるような印象を受けるので、誤解のない表現にすべき」との指摘があった。この意見に対し、この記述の意味は医療サービスを低下させることや、受診する機会そのものを抑制するという意味ではなく、病気の予防や早期発見により病気になることや重症化することを防ぎ、その結果として医療費が増加することを防ぐという趣旨であることから、誤解のないように文言を加筆した。

また、ご意見５は、審議会後にいただいた意見で、「Ⅲの医療保険制度の充実の中の将来の医療費の削減についての記述は、Ⅰの保健予防活動の結果であり、健康を育むまちづくりにおける取り組みや基本方針で掲げている、健康寿命を延ばすことに直接つながっていないので、単位施策として違和感がある」との意見であった。

この意見に対しては、市民が健康で暮らせるまちを目指すためには保健・予防活動や医療体制を充実させることが必要なことはもとより、高齢化の進展に伴い、医療費が増大する現状を受けて、安心して医療機関を受診できるようにすることも重要であり、そのために、医療保険料の収納率を向上させるなど、安定した医療保険制度を運営する必要がある。医療保険制度を適正に運営することは間接的ではあるが、将来にわたって市民の健康を育む上での重要な取り組みと考えており、原案のとおりでご理解いただきたい。

次に、計画案文１３・１４ページをお開き願いたい。

施策「Ａ－２健やかな子育て・子育て環境づくり」だが、ここで目標指標の修正をお願いしたい。保健所の待機児童数の現状値について、平成２７年４月１日の最新値が出たため、１１９の数値を、「２２１（Ｈ２７）」に書き換えていただきたい。平成２６年度の１１９人と比較して増加しているが、この理由は今年度から国の待機児童の定義が変わり、保護者が求職活動を行っている場合や、保育所の一時預かりを利用している場合などまで、待機児童に含めることになったことによるものである。

次に、資料３ページのご意見６からご説明をさせていただく。

ご意見6は、「計画案文13ページ、Ⅰの主な背景事情で発達障害を含む子育て相談とあるが、障害児保育の視点も入れるべきではないか」との意見に対しては14ページのⅡ、「保育環境の充実」の1行目の表現に障害児保育をはじめ、全ての子育て支援の視点を含んでいることから、原案のとおりとさせていただきたい。ただし、この「発達障害を含む子育て相談」という表現は、子どもの発達障害を認識していない親も多いことなどから、間接的で柔らかい表現が適切と考え、「心身の発達に関わることを含む子育て相談」と修正させていただいた。

次にご意見7は、「14ページのⅠ、子育て支援の充実の中で、ひとり親家庭への支援を入れるべきではないか」との意見に対しては、ひとり親家庭への支援は大切なことと認識しているが、子育て・子育てを取り巻く環境は多種多様であり、同じⅠの3つ目の「安心して仕事と子育てを両立できる、就労環境の整備を促進」の中で子育てする全ての親に対して表現しているものとし、原案のとおりとした。

次に資料の4ページ、ご意見8は、同じくⅠ、子育て支援の充実の3つ目の記述について、「女性の社会進出には企業側の努力も必要であることも、入れるべきではないか」との意見があった。また、同じ所でご意見9では、「男性の家庭参画を進める理由が、女性の社会進出に伴うものだけではない」との意見と、文末の「環境をつくります」と言い切っている表現について、「市が直接実施することではなく、民間の協力を仰ぐ必要があることから、言い切った表現を改めたほうが良い」との意見に対しては、まず、ご意見8は、企業への啓発に関する記述を加筆している。さらに、Ⅱの保育環境の充実の2つ目に「地域型保育などの多様な」という文言を加えた。これは、地域型保育には事業所内保育も含まれることから、ここでも企業の努力を促す表現とした。

また、ご意見9は、女性の社会進出に伴い、求められる男性の家庭参画の促進の記述を、男女の役割を決めつけている表現を改め、文末の表現と併せ、「誰もが安心して子育てできる環境づくりを促進します」と記述を整理した。

次にご意見10は、「Ⅲの児童の健全な育成の中で、放課後児童クラブをひとり親家庭や貧困の問題を抱える子どもの居場所として活用することを、記述できないか」という意見に対しては、前回の審議会でも担当部長が答えたとおり、ここでは家庭・地域・学校・行政が連携し、子どもの居場所づくりに取り組むと記述しており、この表現の中に放課後児童クラブの視点も含まれている。

子どもを取り巻く多くの環境の中で、さまざまな状況にある子どもたち全ての居場所づくりを整備していくが、基本計画では詳細な取り組み全てを記述するものではないことから、原案のとおりとさせていただいた。

次に計画案文15・16ページをお開き願いたい。

施策「A-3高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり」は、資料5ページ、ご意見11は、目標指標について「2つ目の指標、要介護認定を受けている高齢者の人数について、目標値を男女別に設定すべきではないか」との意見については、介護事業の取り組みは性別に

よって区別がないこと、また、A-1での健康寿命のように、男女の寿命の差が直接影響することでないこと、また、国や県で公表する各自治体別の集計でも男女別で取りまとめていないことから、原案のとおりとさせていただいた。

ただし、この目標値、17.9%について、前回の審議会で第6期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画での目標値と同じと説明をしたが、そもそもこの数値は目標値ではなく、平成32年度の推計値であり、推計値をそのまま目標値にすることは、当該施策の進捗を図る目安にはならないため、目標値を「平成32年の推計値を下回る」に修正させていただきたい。3つ目の目標指標にも関連するが、介護予防教室の実施などをはじめ、さまざまな取り組みを行うことで要介護に陥る高齢者の方々の割合の伸びを抑制していくことを目標としたものである。

なお、前回、現状値の14.5%につきまして、住所地特例者を含んでいるのではないかと質問があり、調査したところ、この数値は川口市が認定した人の割合であり、住民登録が川口市のまま市外の施設に入居している人はカウントされているが、住民登録が市外のまま川口市の施設に入居している人はカウントしていないということであった。

次にご意見の12は、計画案文15ページ、Iの主な背景事象の3つ目の記述で、「高齢者が日常生活に不便を感じている理由が、地域コミュニティの希薄化ではなく、体力の衰えや商店街の衰退などが原因ではないか」との意見に対しては、ここでの記述の趣旨を分かりやすくするため、「地域の見守りや近所付き合いなどが減少し」という文言を加筆した。かつては、朝、具合が悪くなったら病院まで連れていってもらえたり、ちょっとした買い物などは頼まれてくれたり、また、一人で倒れていないか見守ってもらえるような近所付き合いがあった。

しかし、そうした地域コミュニティが希薄になっている近年では、体調管理や日常生活に不安や不便を感じる高齢者が昔よりも増えているという状況が分かるような表現に整理をしたものである。

次のご意見13は、計画案文16ページのI、高齢者福祉の充実で、「住み慣れた自宅で暮らすだけでなく、必要に応じて施設を利用することも必要なため、その整備をすることも記述すべきではないか」との意見に対しては、IIの介護事業の充実に含まれる内容であり、前回の審議会でも、そのような回答をしたが、ここでは十分に読み取れないとの意見もあったので、IIの3つ目の記述を全て書き換え、地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域包括支援センターの機能強化を含め、介護事業の充実を広く捉えられるよう、整理をした。

資料6ページのご意見14は、ご意見13と関連して、「地域包括支援センター」という文言を意見のとおり加筆している。

最後にご意見15は、計画案文16ページ、「Ⅲ、社会参加の場と機会の充実の2つ目の記述の中でレクリエーション活動とありますが、スポーツも記述すべき」との意見に対しては、高齢者に勧めるスポーツは一般的にイメージされるスポーツだけではなく、より穏

やかに生涯にわたって長く行っていけるイメージを捉えられるよう、「生涯スポーツ」という記述で整理をさせていただいた。

以上、いただいた意見に対する修正の報告となる。なお、全体を通して、詳細で具体的な事業や取り組みに関する意見をいただく場合もあるが、そのような詳細な内容については、実施計画、または個別計画の中で捉えており、原則として、基本計画では全てを記述するものではないことをご理解いただきたい。説明は以上である。

【会長】

ただ今、前回検討・調整事項となったものについて、説明があったが、これらについては、担当部長、事務局が調整し、学識者とも調整したうえで、最終的に今の説明になった。そして、質問いただいた方々には前もって回答を確認いただいた。

何か意見があったら承りたい。

【委員】

異議なし。

では、特に意見がないようなので、このまま修正案のとおりでよいか。

【委員】

異議なし。

【会長】

異議なしということで、それではこのようにさせていただきたい。

皆さんから了承をいただいたので、次に議事の（２）第５次川口総合計画案文についてに移りたい。

本日はＡ－４からＢ－４までの審議を予定しており、事前にご覧になっていただき、ご意見等、あるいは質問等をまとめていただくようお願いしていた。

それでは、「Ａ－４誰もが安心して生活できる環境づくり」について、事務局から説明を願いたい。

（２）第５次川口市総合計画案文について

【企画総務課長】

それでは、計画案文の１７・１８ページをお開き願いたい。

説明の前に、まず文書の訂正を何カ所かさせていただきたい。

【会長】

委員のみなさんは、案文ではなく、訂正・追加箇所一覧をご覧いただきたい。

【企画総務課長】

それでは、まず17ページ、目標指標の表の2番目、障害者相談センターの相談件数となっているが、相談とセンターの間に「支援」を追加していただきたい。

なお、現状値と目標値が空欄であったが、現状値が3万5334、目標値が5万5000ということで追加を願いたい。

もう一カ所は、計画案文の18ページの単位施策と主な取り組みの書かれている4番目、環境衛生の充実の最後の文章の「火葬施設の整備を進めていきます」の火葬施設の後に、「や霊園」の文言を追加していただきたい。

それでは、「A-4誰もが安心して暮らせる環境づくり」について、説明をさせていただく。この施策は、基本方針として、「子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無などにかかわらず、誰もがその人らしく安心して充実した生活ができる環境を整えます」とし、誰もが区別されることなく、その人らしく安心してともに生活できる環境を形成するためには、単にバリアフリーの施設整備や生活保障だけではなく、他者との違いをお互いに認め合うことができ、その上で共生可能な、さらに成熟した社会が望まれているところである。

このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象をローマ数字のⅠからⅣにまとめている。

まず、背景事象のⅠは、少子高齢化や核家族化だけでなく、人々の価値観の多様化による地域の相互扶助機能の低下が身近な課題の解決を困難にしている状況を捉え、ノーマライゼーションの考え方が大切であることについて記述している。

Ⅱでは、障害者手帳の所持率が年々増加傾向にあり、また、障害者の多くが将来への不安を感じていること、そして、サポートする側も不安や負担が大きいことなどを記述している。

Ⅲは、低所得者への生活支援について、生活保護世帯の人員数が増加傾向にあることから、生活保護になる前の自立支援策が求められていることなどを記述している。

最後のⅣでは、ノーマライゼーションの考えだけでなく、清潔で良好な生活環境をつくことと、長年の懸案事項となっていた火葬場建設も、誰もが安心して生活するためには必要と捉え、記述している。

18ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。左側のページの背景事象を受け、1つ目は、「誰もが安心して生活できる環境づくり」を単位施策とし、取り組みとしては、先ほどの背景事象で述べたように、ノーマライゼーションの理念をさまざまな場面において啓発することで、心のバリアフリー化を図り、施設などハード面でのバリアフリー化と併せて誰もが安心して生活できるような環境づくりを推進することを記述している。

2つ目は、「障害者を支える仕組みづくりの推進」を単位施策とし、取り組みとしては障害による差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も地域の中でともに生活しやすい社会を実現できるよう、さまざまな場での啓発活動に努めること、また、関係機関の相互連携を図ることや災害時の支援なども行い、障害者だけでなく、障害者を支援する家族の不安や負担を軽減し、生涯にわたって安心して生活できる環境づくりを進めることを記述している。

3つ目は、「低所得者の生活安定への支援」を単位施策とし、取り組みとしては生活困窮者が生活保護に陥ることなく自立できるように、住居の確保や就労準備などの支援を行うこと、また、生活保護については、適切な相談・指導・支援などにより、世帯の自立を図るとともに制度を適正に運営することについて記述している。

最後は、「環境衛生の充実」を単位施策として掲げ、取り組みとしては、誰もが安心して生活できる良好な生活環境を目指し、清潔で明るく住みよいまちづくりを推進すること、また、周辺環境と調和した火葬施設の建設や霊園の整備を進めることを記述している。

これらの取り組みの進捗状況を図るために設定した目標指標は、統一の指標のほか、障害者や支援する家族などの不安や負担などを軽減するための相談などを受ける、「障害者相談支援センターの相談件数」とした。現状値、目標値は、先ほど訂正したとおり、現状値、平成26年度の相談件数の3万5334件、目標値については目標年度の平成32年までに5万5000件と設定した。

障害者を支える支援策を講じ、支援を必要とする方々に多く利用してもらうことで、障害者もその家族も安心して生活できる一助になると考えている。目標指標に設定した相談件数を増やすためには、障害者相談支援センターのさらなる周知とともに内容の充実を図ることが課題であると捉えている。支援センターがより多くの方に有意義に利用してもらうことを1つの成果として捉え、施策の進捗を図る目安とした。

最後に、この施策に関連する個別計画として、「第2期川口市地域福祉計画」、「川口市障害者福祉計画」、「第4期川口市障害者自立支援福祉計画」を記載している。

説明は以上である。

【会長】

ただ今の説明について、何か意見があったら願いたい。発言の際には、何ページの何番のどの内容について、というようなことを先に述べ、ご意見を願いたい。

【委員】

それでは、17・18ページにまたがり、1番目、誰もが安心してということなので非常に範囲が広いが、「誰もが安心して生活できる環境づくり」、18ページの上の所、前回の高齢者のところにも関連して、現在、高齢化は避けて通れないことで、最も問題と思われるのが、判断能力が不十分な方たちや、障害者も含めて、オレオレ詐欺などの犯罪に巻

き込まれることが社会問題化している。もちろん安心して暮らせる環境づくりという表現の中に含まれているとは思いますが、弱い立場の方を支援、守るような取り組みはどちらかといえば仕組みという概念になると思う。

高齢者施策の中の仕組みもあり、障害者施策の中での仕組みとして、それぞれに記載していくことなのか、この章の中で「誰もが」と言っているので、トータルとして盛り込むべきなのか難しいところではあるが、この文言があった方が市民も分かりやすいし、そういう細かい視点もあることを伝えた方が良いと思うがどうか。

【福祉部長】

この「誰もが安心して生活できるような環境づくり」という、誰もがという大きな範囲を捉えており、生活困窮者も障害者も含めた取り組みで記載している。

ご指摘のとおり、環境づくりというものの具現化すると、これを入れたらどうだろう、あれも入れたらどうだろうということが懸念される。

例えば、障害者ではなくても、判断能力ということでは高齢者でも、例えば認知症などもあり、あまり具体的な策までは記述せず、環境づくりという大きなまとめ方で表現するのも適切な表現方法ではないかと考えている。

【委員】

確かに個別的な施策になると、福祉計画等でしっかり書き込むということになるかと思うが、環境づくりという表現は非常に範囲が広く、どちらかといえばハード的な解釈になりがちなので、「充実した生活ができる仕組みや環境づくりを推進していく」と記述し、「仕組み」という言葉を加えればソフト面のイメージも持てるのではないだろうか。

【会長】

「仕組み」という言葉を入れたほうが良いとのことだが、これについてはどうか。

【福祉部長】

環境づくりに仕組みも含まれるという見方もあるかと思うが、ソフト面もイメージさせるということであれば、仕組みを記述に加えることに関して福祉部として異論はない。

【会長】

事務局はどうか。

【企画総務課長】

事務局としても、担当課の見解が妥当というのであれば良いと思う。他の委員の意向も確認して問題なければ修正したい。

【会長】

今の内容について、特に違うという意見があれば承りたいがどうか。
特にないようであれば、ただいまの調整結果でよいか。

【委員】

異議なしとの声。

【会長】

では、そのような記述を追加することをお願いしたい。
他のご意見はいかがか。

【委員】

今の意見に関連するが、18ページの1番目、単位施策と取り組みの表題が「誰でも安心して生活できる環境づくり」となっているので、ここも仕組みづくりを加えた方が良いと考える。

また、別に質問として伺いたい。一番下の関連する個別計画の中で、グランドデザインをつくるというような内容が計画の中に入っているか、確認させていただきたい。

【福祉部長】

グランドデザインとは、具体的にはどのようなことか。

【委員】

例えば点字ブロックとか、色盲・色弱の方々にも配慮した整備など、バリアフリー化の観点である。

【福祉部長】

障害者福祉計画の中に、その中に障害者にとって安全・安心なまちづくりということの中にバリアフリーによるまちづくりの推進という項目が入っている。

これらを整備していくのが、例えば道路関係の点字ブロックとか、それぞれの部局に跨ることになるので、グランドデザインというように明確には書いていないが、可能な限り、このような視点によるまちづくりを進めていくという形にはなっている。

【会長】

ただいまの意見は個別計画の確認ということで。
では、他の意見はいかがか。

【委員】

18ページの3つ目の低所得者の生活安定と支援の中の子どもの学習支援は、大事な取り組みだと考えている。

しかし、この後の22ページにも、B-1の小学校、中学校、学力向上支援があり、ここでの学習支援は、あくまでも生活困窮をしている家庭の子どもへの学習支援と、全体としての学力向上支援というものが2本立てと理解するのか、同じ学習支援になるのか、学習支援環境の考え方を整理してもらいたい。

【会長】

これは事務局からお願いしたい。

【企画総務課長】

このA4の記述は、低所得者の負のスパイラルを断ち切るために子どもの学習能力を上げ、そこから脱するという意味合いが強く出ており、Bは、全体的に子供達の学習能力を上げるという、全体に関わることとして捉え、2つの学習支援は、それぞれ分けて考えている。

この計画は、目指す姿別になっており、Aの施策の4番では、「誰もが安心して生活できる環境づくり」の中でそちらの低所得者の子どもたちの学習支援という面で捉えている。単なる教育という側面ではなく、目指す姿ごとに整理していることをご理解願いたい。

【委員】

低所得世帯の子どもへの学習支援というのは大事なことで、目的として低所得世帯の子どもの学習支援も大事、子供全体の学力向上も大事。目的は2つだが、その支援の場が2つになるのか、1つになるのかが不明確になってしまうのでそこを調整してはどうか。

【企画総務課長】

支援をする場ということでは、Aのほうの子どもの学習支援は、福祉部の所管の事業になり、Bのほうに書かれている学習支援は、学校教育のほうの所管になる。

【委員】

基本的には別々にやると、理解をしてよいか。

【企画総務課長】

まるで別ということではなく、連携をしながら実施していくかと思う。

【福祉部長】

福祉部の考え方としては、この困窮者自立支援制度による学習支援は、いわゆる貧困の連鎖の防止としたものである。生活困窮者世帯の傾向として、どうしても子供の学習をないがしろにしがちである。教育としての学習だけではなくて、学ぶことも大切ですとか、生活環境を規則正しい生活を行なうなど、基本的な学習支援となるので、連携は図っていききたいとは考えるが、進め方として少し違う部分もあるだろうと認識している。

【委員】

理解した。別々というのであれば記述もこのままでいいかと思う。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

17 ページの一番下の4 番目の「埼玉県の南地域にあります、火葬場建設が市政施行以来の懸案事項となり、早急な対応が求められています」と書いてあり、18 ページの4 番には「火葬施設や霊園の整備を進めていきます」と書いてあるが、川口市の人口は最大61 万とか62 万になるだろうという中で、地域民を含めて今後、高齢者も増加し、亡くなる方も増えてくる。火葬場をつくったけれども、霊園がないということも十分考えられるので、こうした背景で、霊園整備の必要性も背景事象に記述してはどうか。

かといって、霊園は何の抵抗もなくどんどんつくられていくと、それが虫食い状態になっていくということも考えられるので、できれば市の方できちんとした計画を立てて、霊園の整備を進めてほしいと思う。

【健康増進部長】

霊園の整備も背景事象にも記述してはということだが、まず取り組みとしては、市営の安行霊園の整備を考えているため記述した。

しかし、実際に霊園が足りないかどうかということについては、本市の確実な状況は把握していないことから、入っていない状況である。

【委員】

できればみなさんに認識してほしいという意味で発言した。市営の霊園がほかのところと比べて10 分の1 以下の霊園しかないというのが川口市の現状らしいので、それも含めてしっかり把握をしていただきたい。

背景事象の記述の件については了解した。

【委員】

18ページの3の最初の矢印の、生活困窮者の自立支援の子どもの学習支援の学習指導の方法として、NPOと連携して行うとか、それとも市が直接教室を開いて行うとか、何か具体的に決まっているのか。

さいたま市の方では、現役の大学生や若者をボランティアという形で子どもたちの学習支援を行っているそうだが、その点について伺いたい。

【福祉部長】

子供の学習支援については、既に進めており、社团福祉法人やNPO、その中で大学生にもボランティアをお願いして、市内数カ所を会場として現在進めている。

今後、これらの体制をさらに進めていきたいと考えている。

【委員】

子どもの関係で地域と行政とNPOと連携してということは結構重要なことなので、もし可能であれば、「取り組みを推進します」の所に「連携して」とか、広がりのある文言を入れてはどうか。

【会長】

事務局、今の意見についてはいかがか。

【企画総務課長】

これまでと同じように、文言の整理については、再度検討させていただく。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

17ページの指標で、障害者の相談支援センターの相談件数ということで1つ挙げられているが、18ページのほうの取り組みを見ると、1から4まで非常に幅広い内容になっているので、できればほかに何か適当な指標があれば設定してはどうか。

【企画総務課長】

1つ目の指標は統一指標で、全体的に施策の進捗を図れるものということで、市民意識調査の結果を使っている。そのほかに適切な指標があればということで事務局と担当課で調整した結果、1つの目安として挙げたものである。

検討した中で、生活困窮者の自立支援法に係る生活困窮者の自立支援の相談や就労相談の件数も検討したが、この制度が平成27年4月1日から施行されたばかりであり、現状値も設定できないことから、次回、計画見直し時期には設定したいと考えている。

今回はこの指標でご理解いただきたい。

【委員】

障害者相談センターの相談件数の数値が増えるのは、今まで利用しなかった人が利用することを想定していると思うが、人口が増えたり、障害者が増えれば自然に増えてしまう。

要するに、増えたことが必ずしも効を奏したからとも言えないと思う。

そのあたりが、この指標に関して違和感があるといえはある。一般的に指標というと、生活困窮者の世帯を減らすとか、数値を減らすことを目標指標にするほうが前向きな印象がある。

【会長】

確かに件数が増える指標はあまり馴染まないようには感じる。
事務局どうか。

【企画総務課長】

そういった考え方もひとつあると思う。

ただ、相談したいのに相談できないという体制ではいけないので、いかに相談しやすい、支援しやすい体制を整えるかという視点を見て、相談件数を増やすということとした。

増加という視点ではなく、あくまでも間口を広げ、相談窓口を適切に利用していただき安心して生活できるようにということで設定した。

【委員】

よく理解できた。

【会長】

増加することをプラス思考で考えていることで、ご理解賜りたい。

【委員】

今の目標指標の件、今、話が落ち着いたようですが、あくまでも提案として。例えば、障害を持たれた方が相談に行ける場所そのものを今後は増やしますという指標であれば、もっと前向きさが加わるのかなと。あくまでも提案なのでご検討いただければと思う。

【会長】

確かにこの数字から見るとマイナス思考な感じになるが、それに伴って窓口を増やして対応するというのであればプラスの思考だと考えられるということで了解願いたい。

だいたい意見も出たようなので、「A-4 誰もが安心して生活できる環境づくり」については、以上でいかがか。

【委員】

了承した。

【会長】

それでは、次に各論の B のほうへ移りたい。「B-1 子どもが伸び伸び学べる環境づくりについて」、事務局から説明を願いたい。

【企画総務課長】

それでは、計画案文の 20 ページをご覧ください。目指す姿の 2 番目、子どもから大人まで個々が輝くまちを B 章としてまとめている。

この B 章は、4 つの施策で構成しており、「B-1 子どもが伸び伸び学べる環境づくり」は、私立の幼稚園から高等学校までの教育環境づくりについてである。

「B-2 子どもの成長をサポートする基盤づくり」では、行政と学校・家庭・地域が協力して子どもを支え、育む基盤づくりについてである。

「B-3 市民が自己実現を目指せる環境づくり」では、市民が生涯学習などの活動を積極的に行えるための環境づくりについてである。

「B-4 互いに尊重・理解し合う環境づくり」では、市民がお互いに差別することなく、尊重し、理解し合う環境づくりについて記述している。

それでは、21・22 ページをお開き願いたい。「B-1 子どもが伸び伸び学べる環境づくり」を説明したい。

この施策は、基本方針として、「子どもたちがさまざまな体験や学びを通じて自身の夢や希望を持ち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指します」とした。変化の激しい現代の社会において、子どもたちはたくましく未来を切り開く力を身に付けていくことが求められている。そのために、一人一人の子どもたちが積極的に学び、さまざまな経験を重ね、成長することのできる環境が望まれている。

このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象をⅠとⅡにまとめた。

Ⅰの主な背景事情では、幼児教育においては生涯にわたる人格の基礎を形成する大切な時期であり、小学校教育へ連続性を持って円滑につなげていくことが重要であること、また、グローバル化など多様に変化する社会に対応するため、基礎的な知識や学力を身に付

けるだけでなく、実生活で生かせるよう、思考力・判断力・表現力を育成することや特別な支援を必要とする子どもへのきめ細かな対応が求められていることなどを記述している。

また、Ⅱでは、本市の将来を担う地域社会のリーダーの育成や本市全体の学力の向上をけん引する役割が、平成30年度に開校予定の新市立高等学校に求められていることなどを記述している。

次に22ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。

左側のページの背景事象を受け、まず1つ目では幼稚園・小学校・中学校教育の充実を単位施策としている。

取り組みとしては、市立幼稚園における知・徳・体の素地形成を重要視した教育活動や小学校への移行を円滑にすることを意識した教育活動を推進すること。義務教育においては、基本的な知識・技能を定着させ、判断力や主体的に学習に取り組む態度を育成すること。また、人権教育・道德教育の推進、地域社会における職業体験などのさまざまな体験活動の実施や体力向上や食育の取り組みなど、義務教育の充実を図ることについて記述している。さらに、特別な支援を必要とする子ども一人一人のニーズに対応した支援や将来の自立と社会参加を目指した教育体制づくりへの取り組みなども記述している。

2つ目では、高等学校教育の充実を単位施策とし、取り組みとしては新市立高等学校を本市の学力向上のリーディング校にするため、大学や民間教育機関、産業界、地域社会と連携した教育を行い、リーダーとなり得る人材を育成すること、また、特に理科や数学など自然科学分野の教育に力を入れること、そして、生徒の多様な進路希望に対応したキャリア教育を実施することなどを記述している。

これらの取り組みの進捗状況を図るために設定した目標指標は、統一の指標のほか、2つの指標を設定している。

1つ目は埼玉県学力・学習状況調査の結果である。この調査は、埼玉県が子どもたち一人一人の学力を確実に伸ばす教育の充実に向けて実施するものであり、「学習した内容がしっかりと身に付いているか」という視点に「一人一人の学力がどれだけ伸びているか」という視点を加えた、今年度から新しくなった学力調査である。小学校4年生から中学校3年生までを対象に継続して実施し、学力の伸びを把握する。具体的には基本計画期間の28年度から32年度まで、現在の小学校4年生が中学校3年生になるまでの伸びを見て、その結果を学力の向上を測る1つの目安とする予定である。

しかしながら、今年度から実施の新しい調査になるため、結果がまだ出ていない。

この表では、「伸び率、%、前年度を上回ります」等の記述があるが、目標指標、単位、目標値をどのように設定するかについては、県からの結果報告を受けた後、あらためて適切な形で設定したい。

2つ目の指標は、新体力テストの達成度である。新体力テストは文部科学省で全国的に行っているものであり、それぞれ最終学年である小学校6年生と中学校3年生の結果を見て、全国平均を上回った項目数の割合を達成度として表している。

目標値は、小学校6年生は45%、中学校3年生は65%上回るとした。生涯にわたり運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるため、運動技能や体力を向上させる授業を充実させ、その結果としてこの目標値を達成することを施策の進捗を図る1つの目安としたものである。

最後に、この施策に関連する個別計画として、川口市教育振興基本計画・大綱を記述している。この計画は現在策定中であり、総合計画と同様に計画期間は来年度からとなっている。説明は以上である。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問を承りたい。

【委員】

22ページの高等学校教育の充実の所で、リーディング校を目指していくというコンセプトに異論はないが、記述の1番目に「学力向上のリーディング校にするため」、以下の記述、「SKIP シティを中心とする、産学官や地域社会との連携」、この表現は少し分かりにくいので、もう少し、表現を整理できないかと思う。

【学校教育部長】

ただ今の意見は、「産学官や地域社会との連携」が分かりづらいということですので、この記述については、関係部署と調整していきたい。

【会長】

では、関係部署、事務局と調整をするということをお願いしたい。
他にはいかがか。

【委員】

高等学校教育の充実の所で、3つ目の矢印の所、「また、生徒の多様な興味や関心」、「キャリア教育を実践することで進路保証ができる教育を」という記述のところ。

これを素直に読むと、単純に生徒全員が学力一辺倒で、いいところの大学を目指そうというだけではないとも読み取れるが、そういう発想は、市立高校には必要かと思う。

今の社会的ニーズは、保育や介護というやはり福祉の現場などで働く人材が多く求められている。全員が全員、大学に行く時代でもないもので、そう考えたとき、やはり、高等教育の段階のキャリア教育の中に、福祉系の介護や保育専門職という選択もあり、市内の介護や保育を担う人材育成につながる教育もできたらと思うので、その辺のことも表現できないものか、検討いただきたい。

2点目は、21ページの幼児期の教育について、1番の主な背景事情で記述のとおりだとは思いますが、22ページの主な取り組みのほうは残念ながら、市としてはここまでしか書けないのかなと思わざるを得ないが、「市立幼稚園においては」という書き出しになっていることに、市立幼稚園というのは2園しかないので、幼児教育の全体を見渡したときにはこの記述では少し物足りない気がするが、どうか。

【学校教育部長】

1つ目のキャリア教育の所ですが、「キャリア教育は人が生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との役割の関係を見いだしていく、つながりを積み重ね」のことであり、確かに指摘の印象もあると思うが、この総合計画では詳しく記述するのは難しいため、実施計画などで書き込んでいきたい。

2つ目の幼児教育の所は、市立幼稚園は確かに2園しかなく、市の教育部署が担当している取り組みとして、このような記載となった経緯である。市の計画として作成しているということで、どうかご理解をいただきたい。

【会長】

1つ目の意見については、実施計画など個別計画で書き込むということでご了解を願いたい。

2つ目の意見に関して、他の委員はいかがか。

【委員】

子どもの教育支援という枠で見れば、私立の幼稚園だけではなくて保育園などもある。しかし、幼稚園と保育所では所管の問題もある。

私立幼稚園は学校法人独自の方針でやっているという中で、市が方針や方向性などまで介入してできるのか、なかなか難しい部分もある。

連携を取ることはできるという感じもあるが、その辺は、ここで結論を出せることではないので、今後、適切な場で議論していくものではないかと思う。

【会長】

そのようなことで、この記述については、ご理解をいただきたい。他にはいかがか。

他に意見がないようであれば、先に進めたい。

それでは、次に「B-2子どもの成長をサポートする基盤づくり」について、事務局から説明を願いたい。

【企画総務課長】

それでは、計画案文23・24ページをお開きいただきたい。まず、こちらも修正の報告をさせていただく。

訂正・追加箇所一覧の中段、「B-2子どもの成長をサポートする基盤づくり」の23ページ、主な背景事象Ⅱの4つ目の4行目、最後の区分、「社会生活を送ることに困難を来す子どもや若者が多くなっています」という記述を「子どもや若者への対応が求められています」に訂正させていただきたい。

それでは、「B-2子どもの成長をサポートする基盤づくり」について、説明させていただく。この施策は、基本方針を「学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます」とした。

情報化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子どもの成長過程における、さまざまな問題が表面化している。このような社会情勢においては、家庭だけでなく、学校、そして地域の大人たちが子どもの成長に対して、それぞれの役割を再認識し、積極的にその役割を果たすだけでなく、それぞれが連携して子どもたちに関わることが求められている。このような社会的な背景の中、本市として特筆すべき背景事象をⅠとⅡにまとめている。

Ⅰの主な背景事象は、教員の世代交代が進む中、教育の質の維持・向上を図るための教員の育成と確保が必要であること、また、インターネットの普及によるトラブル回避や不登校やいじめ問題に関して早期発見や一人一人の状況に適した対応を行うことが重要になっている現状について記述している。

Ⅱでは、学校だけでなく、家庭・地域が連携して、子どもの成長を見守る必要性や、子どもの活動の場を広げるため、さまざまな体験の機会を持つことが重要であること、また、地域のつながりが希薄化していることにより、子どもの行動が外部から認識されにくくなっていることによる問題点や、ニートや引きこもりなど、社会生活を送ることに困難を来す子どもや若者への対応が求められていることなどを記述している。

次に24ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。左側のページの背景事象を受け、まず1つ目では学校の教育力向上を単位施策としている。取り組みとしては、教員の指導力や問題解決能力の向上を目的とする研修を充実させ、質の高い教員を育成・確保することや、子どもの情報活用能力を高める一方で、情報モラルやセキュリティの大切さを理解させること、そして、いじめや不登校について学校・家庭・地域で連携を図り、未然防止や早期発見により深刻化する前に解決する取り組みを記述している。

2つ目では、「地域の教育力、健全育成活動の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成を支える、学校応援団の活動や、子どもがたくましく社会で生きる力を身に付けるためのさまざまな体験授業の実施、そのような体

験活動の機会を提供する、青少年団体活動の推進、また、引きこもりなど、困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを進めることを記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況を図るための目標指標として、統一の指標のほか、2つの指標を設定した。

1つ目は、小中学校における不登校の児童・生徒数が0である学校の数とし、現状より増やしていくことを目標とした。行政・学校・家庭・地域が連携をとりながら、不登校の児童・生徒一人一人に寄り添い、子どもの成長をサポートする基盤を強化なものにし、不登校児童・生徒をなくすことを目指すもので、このことにより、不登校児童・生徒のいない学校を現状よりも確実に増やしていくことを、取り組みの成果を図る1つの目安としたものである。

2つ目の指標は、「愛の一声あいさつ運動の実施団体の割合」である。愛の一声あいさつ運動は、子どもたちが悪いことをしたり、危険な遊びをしているときは声を掛け、良いことをしたときは褒めるなど、地域社会で声を掛け合い、あいさつを交わす習慣を築くことを通じて青少年を非行などから守るための活動である。青少年団体や町会・自治会の青少年育成委員会やPTAなど、できるだけ多くの団体が実施してもらうことを子どもを地域で見守る体制の進捗状況を図る1つの目安としたものである。

【会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、ご意見、あるいはご質問を承りたい。

【委員】

2点、確認したい。まず1点目は目標指標について、市内には1学年20人程度の小規模な学校もあれば、10倍程度、200人規模の学校もあり、指標は、学校数ではなく不登校児の生徒数の比率で示したほうがより実効性が高いのではないかと。

2点目は、下の主な背景事象の中段、情報モラルやセキュリティの向上が求められているという箇所、文科省では「情報モラル教育の充実」という表現を使っているので、この辺も丁寧に「情報モラル教育の充実やセキュリティの向上が求められている」と、したほうが良いと考える。

【学校教育部長】

指摘の箇所につきましては、確かに学校教育の中でもかなり大きなウエートを示している部分があることから、事務局と調整を図りたい。

2点目、指標についても、記述については調整を図りたい。

【委員】

了解した。

【委員】

24ページの学校の教育力向上、これは全体に関わることかと思うが、学力の向上には教員の資質の向上が重要なことである。多くの教員向けの研修は実施されているが、現状の問題に対応して、スクラップ・アンド・ビルドするくらい、あらためて研修の実施について考えていただきたい。

学校のいろいろな諸問題の問題解決についても調査・研究、そして分析、その結果を実施するとか、限られた指導主事で企画・運営したり、指導したり、研修を担当したり、多くのことを抱えているのが現状である。

本市は中核都市を目指しているので、今後、教員の研修についてはしっかりとした仕組みをつくるべきではないかと考えている。

以前、教育センターの構想もあったようだが、やはり調査・研究、問題提起、また、研修などはセンター方式で充実していくべきと考えている。

今現在、教育は本当に新設校とか、エアコンの設置とか、いろいろハード面の予算は取っているが、ソフト面の充実を図る、その辺りの住み分けをすることが、大事と考えているが、その点はどうか。

【学校教育部長】

今、ご指摘いただいた教員の研修の大切さ、それから、これまでどおりではなくて、やはり時代のニーズ、現状課題等を踏まえての研修のあり方、まさしくそのとおりだと考えている。

平成30年に中核市に移行することも踏まえて、教育センター等、さまざまな学校教育、教員の研修の場の充実が必要ではあるが、現時点で総合計画の中では、総合教育センターに関することまでは、記述できない段階と判断した。

また、今後、川口市の教育振興基本計画などの中で記載ができる範囲であれば、そちらで記載していきたいと考えている。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

23ページの主な背景事象の2番の一番下の「不登校、発達障害など、さまざまな要因により社会生活を送ることに困難を来す子どもや若者への対応が求められています」と記述がある。それに対して、主な取り組み、24ページの2番の下、「困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進します」となっているが、現在何か具体的な方法というか、施策というものがあれば教えていただきたい。

【子ども部長】

実際に事業として取り組んでいるものはない。これは22年4月、もう5年も前になるが、子ども・若者育成支援推進法というものが施行され、この法の趣旨に沿い、支援できるネットワーク整備ということで、ここに記載させていただいた。

今まで、青少年対策は総務部で事業をやっていたが、組織改正により、現在は子ども部に移り、今後、より具体化していこうという考え方でここに記載したところである。

【委員】

24ページのⅠの3つ目の取り組みの所でいじめとか、不登校の問題が挙げられており、不登校についても未然防止と早期発見ということは非常に重要である。

未然防止と早期発見だけではなくて、できれば、今現在、不登校である生徒への取り組みについても触れたほうがいいのかと感じた。

その理由は、目標も「不登校児童・生徒数が0である学校数を増やします」ということでの設定をしているので、未然防止と早期発見だけでは、なかなか不登校の児童数が減っていかないと感じた。

【学校教育部長】

いじめ問題、不登校問題、不登校の課題につきましては、未然防止は最も大切であり、ご指摘のとおり、現状への対処、対応、児童福祉という視点からも当然必要と認識しているので、こちらも調整をさせていただきたい。

【委員】

24ページのローマ数字のⅡの地域の教育力、経済育成活動の充実、これは全体に関わることで、矢印の下は2つは主な対象、子どもや若者、最後の矢印は「困難を抱える」と書かれているが、上の3つは子どもが対象、このB-2だけではなく、この施策を全体で見たときに、もっと若者に対する文言をもう少し入れていただきたい。

先ほど、「子ども・若者育成支援推進法」にあっても、子どもだけではなくて、若者にも体験活動が必要であると考えます。どうしても若者は何となく勝手にやるからいいと放っておかれる印象がある。

【子ども部長】

「子どもに体験活動の機会」と前段で書いており、その後ろに「指導者の養成」という言葉があり、この「指導者」というものに若者を含めている。

先ほどのご意見の趣旨をくみ、事務局と調整したい。

【委員】

目標指標の「あいさつ運動の実施団体の割合」ですが、これは分母が分からない。

町会・自治会・認定青少年団体のうち、どこまでが実施団体の分母になるのか、この記述からは読み取れないので、他に分かりやすい表現があったらと思う。

【子ども部長】

あらためて検討させていただきたい。

【委員】

先ほどの教員の資質向上については、全くそのとおりだと思う。もう一点、教員一人一人が負う職務、事務作業量を軽減ということによって、子どもとのケア時間がもっと確保できるというようなことも一言入れてもらいたいと思うがどうか。

【学校教育部長】

あくまでも、総合計画の表現でありますので、また、そのようなことについては、資質の向上の中に、そういうことも含まれていると理解していただきたい。

総合計画という大きな計画の中では、そのように捉えていただきたい。

【会長】

他の委員にも確認するが、今の内容でご了解いただけるか。

【委員】

よろしいと思う。

【会長】

それでは、この施策はこれでご了解願いたい。

次の「B-3 市民が自己実現をめざせる環境づくり」について、事務局から説明願いたい。

【企画総務課長】

それでは、計画案文25・26ページをお開き願いたい。「B-3 市民が自己実現を目指せる環境づくり」について説明させていただく。

まず、この施策では基本方針を「市民が自己実現をめざす市民の多様な学習、活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります」とした。変化の激しい現代社会において、より豊かで充実した人生を送るには絶えず新しい知識を習得し、活用する能力を身に付けるため、生涯にわたって学習することが求められている。また、物質的な豊かさから心の豊かさが求められるようになった。

た中、自己実現を目指し、さまざまな活動を行いたいという意欲が高まっている。このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象をⅠからⅢにまとめた。

主な背景事象のⅠは、生涯学習のニーズが多様化している中、本市では公民館や図書館・科学館においてそれぞれの機能を生かし、事業を推進していることについて記述している。

Ⅱでは、本市はこれまで青木町公園総合運動場やスポーツセンターを中心に活発なスポーツ・レクリエーション活動が行われてきたこと、特にスポーツ団体などのサポート組織が充実していること、そして、高齢化の進展により、高齢者の健康面や生きがいづくりとしてスポーツへのニーズが増加するであろうことについて記述している。

次にⅢでは、心豊かな生活を送るために文化芸術が求められていること、また、優れた文化芸術の創造や活発な文化芸術活動が地域に根付くことが期待されていることについて記述している。

次に26ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。左のページの背景事象を受け、まず1つ目では生涯学習活動の支援を単位施策としている。取り組みとしては、公民館などでは身近な生活に関わる問題をテーマにした講座など、市民のニーズに合わせた学習の機会を提供するとともに、その学習成果を地域づくりに生かす仕組みをつくること、また、図書館機能を充実させ、あらゆる世代の市民の知的欲求に応えること、そして、科学館では、科学展示、天文台、プラネタリウムといった特色のある施設を生かした、科学の楽しさを発見する場や機会を提供することについて記述している。

2つ目では、スポーツ・レクリエーション活動の支援を単位施策とし、スポーツ施設における市民の体力向上や心の充足を図るためのさまざまな大会やイベントの実施について、また、競技団体の支援を通し、各スポーツの競技力向上を図ることについて記述している。

3つ目では、文化芸術活動の支援を単位施策とし、取り組みとしては、リリアやアトリアで、優れた文化芸術に親しむ機会を提供すること、また、市民の自主的な文化芸術活動を支援すること、そして、将来の文化芸術の担い手を育成していくことなどについて記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況を図るための目標指標として、統一の指標のほか、「生涯学習施設の利用者数」を設定している。ここでの生涯学習施設とは、図書館・科学館・スポーツ施設・公民館等であり、それらの利用者数を増やすことを目標指標とした。市民一人一人がその魅力を伸ばす活動を積極的に行い、自己実現を目指せるような環境づくりの充実を図ることにより、その活動拠点である施設をより多くの市民に利用してもらうことを1つの成果とした。

【会長】

ただ今事務局の説明について、ご意見、質問を承りたい。

【委員】

1 点だけ、1 番の生涯学習活動に関連して、公民館、図書館、科学館を拠点にいろんな事業展開がある。これを「推進します」はそのとおりだが、市民の主体的ないろんな動きも一方ではある。キーワードの 2 つ目には、「生きがいづくりや自己実現に応える市民大学」という表現があるが、民間の実行委員会などでも加わってやっている、盛人大学の取り組みなどもあるのに、背景事象や単位施策と主な取り組みも含めてやや薄い感じがする。

要するに市民が主体となっている活動についても記載してはどうか。

【生涯学習部長】

確かにご指摘のとおり、公民館が市のいろんな事業展開を引っ張ってきたという自負はある。そうした中の活動を通じて、活動から派生したそれぞれの団体が、今度は自分たちに合う活動をしているのが今の時代かなと感じる。

ただ、この施設を拠点としての活動という形で表現するので、この施策では、どうしても民間の活動を積極的に書き込むのは難しいというように感じている。

例えば市民の皆さんが活動する中というような表現はできるかもしれないので、少し、調整してみたい。

【企画総務課長】

今のお答えを補完すると、盛人大学を含めた、市民の自発的な活動については、計画案文 6 1 ページ、施策の F で、「市民が元気に活動するための環境づくり」の中で触れている部分もある。こちらのほうに記述してあるので、それも踏まえて確認したい。

【委員】

2 6 ページの生涯学習活動の支援の 1 番、公民館について。要望の種類に入るかと思うが、私が関わっている公民館だけがそうかもしれなく、全部が全部そういうわけではないと思うが、公民館職員の任用が変わってきている。

その影響なのか公民館主催が減ってきている印象がある。やはり、公民館が企画運営し進め、そして地域の住民、子どもたちも含めて活性化を図っていくことが、とても重要な公民館の役割かと思う。できれば、公民館の中に正規の職員の確保ということを推進していただきたいと思い、人材資源を地域づくりに生かせる仕組みづくりとなどのも含めていただけたらと思う。

【生涯学習部長】

現在は再任用職員で、臨時的任用というよりも、勤務時間が短いという職員である。事業が減ったように感じるということであれば、そこは確認していききたいと思う。

職員の常勤化をこの計画の中でそこまで記述していくのは厳しいので、施設職員の人材育成に努めていくということで、ご理解をいただきたい。

【会長】

他には、いかがか。なければ、この「B-3 市民が自己実現を目指せる環境づくり」については良いか。

【委員】

異議なしとの声。

【会長】

それでは次に移りたい。「B-4 互いに尊重、理解し合う環境づくり」を事務局から説明願いたい。

【企画総務課長】

それでは、27・28ページをお開き願いたい。まずは、文言の修正をお願いしたい。訂正・追加箇所一覧、一番下をご覧いただきたい。まず28ページの単位施策と主な取り組みの2の3つ目、最後の文章になるが、「行政においては、各種審議会や委員会に女性を積極的に登用します」という文言は、具体的、個別な取り組みでとなるため、こちらは削除し、「さまざまな分野における方針の負担と立案および決定過程の女性の参画を推進していきます」という大きく捉えた表現に修正させていただきたい。

同じく28ページの単位施策と主な取り組みの3の3つ目、一番最後の記述。こちらについても、「国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材を育成し、国際交流活動を推進します」に訂正願いたい。

それでは、「B-4 互いに尊重、理解し合う環境づくり」について、説明させていただく。この施策では、基本方針として「さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重、理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざします」とした。ライフスタイルや価値観の多様化などにより、以前より多様な考え方を持つ者同士が関わり合う機会が増えている一方で、IT化の進展により、コミュニケーションが直接的なものだけに限らない現代では、今まで以上に一人一人が自分と他者との違いを認識し、互いにその違いを理解した上で相手を尊重し、共生していくことが求められている。このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象をⅠからⅢにまとめた。

Ⅰの主な背景事象では、市民の人権に対する意識は高まっているとはいえ、偏見や理解不足による人権問題が今なお存在していること、また、価値観の多様化や社会の変化により、複数の人権についての問題が絡まり合うなど、問題が複雑化していることを記述している。

Ⅱでは、根強く残っている性別による固定的な役割分担意識や社会における男女間格差を一因とするDVやセクシャルハラスメントについて、また、男性の家事、育児への参加率の低さや、M字カーブに見られるような子育て期の女性の就業率の落ち込みなどについて記述している。

Ⅲでは、本市では外国人住民が増加しており、より、文化の違いを尊重し、互いに理解し合う必要があること、また、社会のグローバル化の進展を受け、高いコミュニケーション能力を身に付け、異文化を尊重しながら意欲的に国際交流を行う人材が求められていることなどを記述している。

次に28ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。左側のページの背景事象を受け、Ⅰでは、「人権を尊重した社会づくり」を単位施策としている。取り組みとしては、高齢者、障害者、外国人など社会的に弱い立場にある者に対する偏見や理解不足から生じる差別を払拭するための人権教育や啓発、相談事業を実施し、人権を尊重した社会を目指すこと、また、北朝鮮拉致問題に関する啓発の取り組みについて記述している。

Ⅱでは、「男女共同参画を進める意識、環境づくり」を単位施策とし、取り組みとしては、セミナーの開催や情報誌の発行などを通し、性別による固定的な役割分担意識をなくすための啓発やDVやセクシャルハラスメントなどの相談や発生防止に向けての情報提供を行うことを記述している。

また、ここでは、先ほど文書の差し替えをお願いしたが、さまざまな分野において女性が指導的な立場や企画、立案、方針決定の場に参画できるような意識づくり、環境づくりを進めることを記述している。

Ⅲでは、国際理解、交流の推進を単位施策とし、取り組みとしては、外国人が文化の異なる日本で安心して日常生活を送るためのオリエンテーションの実施や異文化を理解し、交流を推進するための取り組み、また、国際交流に関する認識や意欲、能力を備えた人材を育成することを記述している。ここでも、先ほど最後の文書の表現を訂正させていただいたところである。

そして、これらの取り組みの進捗状況を図るための目標指標としては、統一指標のほか、2つの指標を設定している。

1つ目は、各種審議会、委員会の女性登用比率で、目標値は30%としているが、これは国の男女共同参画基本計画において市区町村に対して設定している目標値である。

市の各種審議会、委員会で能力がある女性を登用し、活躍の場を広げることを、男女共同参画を推進する環境が整っている状況を図る1つの目安とした。女性の社会進出を進めるにあたり、まずは行政が中心となり、取り組むことから設定したものである。

2つ目の指標は、「多文化共生関連事業の参加者数」とした。日本人、外国人がお互いの文化を理解し、尊重しながら地域社会で共生するため開催する事業への参加人数を目標指標とした。本市では、年々外国籍市民の増加が顕著であり、その増加率以上の伸びで参加人数を増やしていくことを目標値に設定した。

最後にこの施策に関連する個別計画として、「第2次川口市男女共同参画計画」と「川口市多文化共生指針」を記載している。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問をお願いしたい。

【委員】

2点確認したい。27ページの主な背景事象の大きな2の最初、「男は仕事、女は家庭」という記述が気になる。「男性は仕事、女性は家庭」という言葉自体を取ってはどうか。

理由は、今、体は男性だけど、意識は全部女性になっているという人もいる。そういった意味からも表現を控えたほうがいいのではないか。

2点目は、28ページの1番の最後、北朝鮮拉致問題についての記述。これでは新しく川口市に引っ越してきた方は分からないと思うので、「市内で拉致認定被害者が存在することから北朝鮮拉致問題を啓発し、解決に向けた活動をします」としたらどうか。

【市民生活部長】

ジェンダーの部分については、表現を事務局と調整させていただきたい。

【企画総務課長】

後ほど調整したいと思うが、この言い方は性別による固定的な役割分担意識を説明するときに、分かりやすい表現として、例えば、男性は主体的な仕事、女性は補助的な仕事、俗に言われている性別による固定的な役割分担意識の例示みたいなものである。これを取ってしまうと、かえって分かりにくいことも懸念している。

【会長】

それでは委員に確認したい。削除する意見に賛成の方は恐縮だが、手を挙げていただきたい。

また、このまま残しておいたほうがいいよという方は挙手をお願いしたい。

結果、ほぼ同数となったので、これは市民生活部と事務局にもう一度、調整を任せたい。

では、2つ目の北朝鮮拉致問題について、これはどうか。

【福祉部長】

この表現についても、1つの表現として、川口に在住の方が被害に遭われているというようなことを入れてはどうかと。意味的にはこれでも通じるとは思う。しかし、慎重な表現なので、事務局と再度調整させていただきたい。

【委員】

1点確認したい。28ページのローマ数字Ⅰの「人権を尊重した社会づくり」の矢印2番目、先ほどの説明に共感したが、さまざまな差別は立場の弱い女性や子ども、高齢者、障害者、外国人がワンセットだが、最近の高まりとしてLGBT、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーという差別、この前、小冊子を市内の施設で手に取った記憶があったが、ここまで記述するとちょっと細くなり過ぎてしまうかもしれないが、検討いただきたい。

【総務課長】

本日、総務部長欠席につき、総務課長が回答させていただく。ご指摘のとおり、さまざまな人権問題がある中の1つのLGBT。そのほかにも、ハンセン病患者や、実にさまざまあり、個としての女性・子どもの区分や、同和問題という歴史的な背景から生じた問題、新たに、情報化から出たインターネットによる人権侵害などもあり、挙げたら切りがなくなってしまうため、どこを選択するかは事務局と調整させていただきたい。

【会長】

事務局もそれでよいか。

【企画総務課長】

今、総務課長の発言のとおりですが、記述につきましては3行目、「外国人など」の「など」という所でさまざまなものを含んでいるという意味がありますので、それでもあえてそれを入れてほしいというご意見かどうか、確認をさせていただきたい。

【委員】

社会的な高まりとして、アメリカでこの前、同性婚が認められたとか、機運が高まっているように認識していた。先ほど、挙げたらきりが無いという主旨も理解した。そのような意味であれば、調整に任せたい。

【委員】

28ページの修正が入りました「様々な分野における」、これは漢字で「様々」とあるが、平仮名の「さまざま」も漢字にしておいたほうが良いのでは。

【企画総務課長】

こちらは、平仮名で統一させていただきたい。

【会長】

せっかくの機会なので、これだけはどうしても言いたいという発言がありましたらお願いしたい。いかがか。

本日は少し性急な感じで進めた感じで申し訳なく思っている。おかげで予定していた、B－4まで終了することができた。

これまでの厳しいスケジュールの中で審議を効率的、かつ効果的に進めるために会議の後で何か皆さん方で気付いた点があった場合には意見を提出できるような機会を設けていきたい。事務局、期限などどうか。

【企画総務課長】

それでは今回の期限につきましては、7月23日、木曜日までとさせていただきます。

ご意見の提出方法は、これまでと同じように電話、ファクス、メールでお願いしたい。

【会長】

それでは、今月23日、木曜日までに提出をお願いしたい。

なお、ご意見等があった場合の報告については、本日の会議で検討、あるいは調整となった事項が結構あるので、それも併せて事務局で調整が整い次第、適宜、審議会で報告をお願いしたい。

本日の審議は以上で終了とさせていただきます。

続いて、次回の審議会についてお知らせする。

次の開催は非常に近い。事務局に開催通知を用意いただいたので、お配りを願いたい。

大変暑い中になるが、次回は7月30日木曜日、午後2時からでお願いしたい。

今回と同じこの会場で開催となるので、よろしく願いたい。

審議の内容は、C－1からC－5までを予定しているので、事前にご覧いただき、ご意見、質問等をまとめていただければありがたい。

最後にその他について何かありますか。

事務局から何かあるか。

委員、事務局からなしの声

4. 閉会

- ・ 会長より閉会宣言があった。

以上